

平成30年12月14日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

藤本 弘

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

亀岡市中学校給食の完全実施を求める意見書（案）

学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであるとされている。

こうした中、本市における中学校の昼食については、長年、弁当持参を基本として進められてきたところであるが、「亀岡市中学校給食のあり方検討委員会」が平成28年に実施したアンケートでは、生徒が弁当を持参しない場合には、コンビニ等で購入した食べ物を持参している者が半数に上っている状況にある。また、家庭からの弁当持参に対する保護者の負担軽減への意見・要望もある中、成長期にある中学生の心身の発達の増進を図るとともに、食に関する正しい知識や、望ましい食習慣を身に付けることができる機会の提供が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、モデル校での選択制デリバリー弁当の試行実施は、子どもたちに栄養バランスのとれた昼食を提供するとともに、保護者の弁当づくりの負担軽減も図られており、一定評価するものである。しかしながら、9月議会での決算審査における、選択制デリバリー弁当導入事業に対する事務事業評価結果、及び附帯の意見にもあるように、将来的には、中学校給食の完全実施を目指すべきと考えるところである。

ただ、現状では、エアコン整備をはじめ学校施設の大規模改修など、対応すべき多くの課題を抱えていることも事実である。こうしたことから、選択制デリバリー弁当全校導入後の生徒や保護者の意識の変化等を確かめられるとともに、中学校給食の実施に係る施設整備や運営経費等の財源確保に努められる中で、法の趣旨に沿った中学校給食の完全実施に向けて取り組まれるよう、強く要望する。

以上、意見書を提出する。

平成30年12月14日

亀岡市長
亀岡市教育委員会教育長 宛

亀岡市議会議長 湊 泰孝